

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		児童扶養手当の手当額の改定
根拠条例・規則名		児童扶養手当法
条 項		第 8 条
所 管 部 課		区役所健康福祉部支援課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、手当額改定請求書等の記載及びその添付書類等に不備がないかどうかを検討すること。なお、添付書類等が省略されているときは、手当額改定請求書等の余白に省略された書類の名称を記入すること。 2 手当額改定請求書等の記載に容易に補正ができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、手当額改定請求書等を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。 3 受給資格者が返付された手当額改定請求書等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。 4 手当額改定請求書等の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び手当額改定請求書等の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に手当額改定請求書等の請求年月日を記入させること。 5 手当額改定請求書等の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。なお、請求に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第 29 条の規定による調査を行い、又は法第 30 条に規定する措置をとること。
	設定等年月日	平成 14 年 7 月 4 日設定 平成 23 年 2 月 21 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (各事案において審査項目が多岐にわたり、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		